

海外「EPS」関連規制動向資料 2025年7月版

～ビーズ法発泡スチロール関連海外規制情報～



JEPSA
発泡スチロール協会

<https://www.jepssa.jp/>

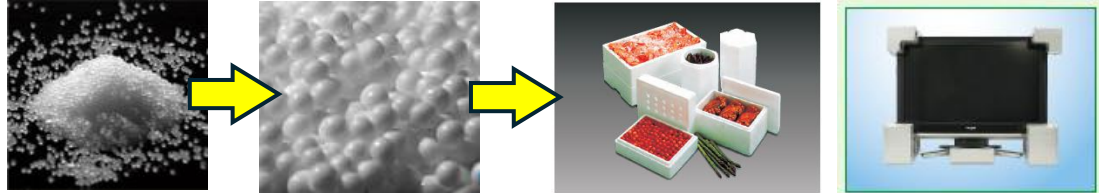
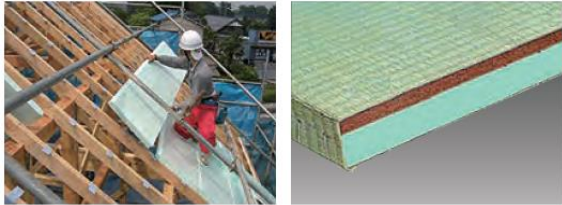
あらかじめご理解いただきたいこと

○「EPS」という略称を使う場合の注意

海外で「EPS」は必ずしもビーズ法の発泡スチロールを指すわけではない。

海外	日本
主に発泡スチロール成形体「全般」を指す。 (Expanded ed Polystyrene)	主にビーズ法の発泡スチロール原料とその成形品を指す。 (Expand able Polystyrene / Expanded ed Polystyrene)

○ 発泡スチロールにも種類がある

略称	説明	例
(ビーズ法) EPS	粒子状の発泡スチロール原料およびその原料を発泡させた予備発泡粒子を金型に充填して蒸気加熱成形した発泡成形品。魚箱、野菜箱、医薬品等輸送容器、緩衝包装材、建築断熱材など用途は多岐にわたる。	
XPS	板状の発泡スチロール。押出發泡成形で製造される。建築断熱材、土木資材が主な用途。 (板以外の形状にするには切削加工が必要)	
PSP (XPS)	シート状の発泡スチロールを、真空圧空プレス成形で成形加工したもの。食品トレイ、クラムシェル容器、丼、カップなど食品容器用途が主。 押出法の製品であることからPSPではなくXPSと略す場合もある	

特に海外法令で、「EPS規制」を即「ビーズ法発泡スチロール規制」と解釈するのは間違い

主なビーズ法EPS関連海外規制

総括

(ビーズ法)EPSを名指し規制している国はあるのか。

- ・ 主要国でEPS製品を名指し規制しているのはオーストラリア程度。しかしそのオーストラリアも除外規定があり全規制(全面禁止)ではない。
- ※プラスチックあるいは発泡スチロールとしての規制がEPSにも適用される例はあるが、EPSが対象となるのは実質的には飲料カップ程度。

使い捨てプラスチックや、マイクロプラスチック規制の広がり

- ・ 規制対象の主は使い捨て用途。食品・飲料容器や包材を対象とすることが多い。
- ・ プラスチック全般、発泡スチロール全般を制限なく規制する例はない。
- ・ 海洋プラスチックゴミ問題より、直径5mm以下と定義されるマイクロプラスチックを意図して添加することは規制されつつある。

リサイクルはリユース、マテリアルリサイクル、堆肥化のみ。

- ・ 発泡スチロールに限らずリサイクルは基本マテリアルリサイクル。プラスチックだけの規制もあるが、紙やガラス、金属も対象とされる場合もある。
- ・ 石油消費あるいは採掘量削減などから、エネルギーリサイクル(燃料代替用途を含む)、ケミカルリサイクルもリサイクルとすべきという意見もある。

再生原料を一定比率混合させる動きがある。PCR由来限定とされているが、PIRやBio-based Polymerに拡大する動きもある。

- ・ EU PPWRやELV規則案のように再生原料を一定比率配合することを求める動きがある。
- ・ 再生原料をPCR材に限定する動きがあるが、品質確保の問題もありELV規則案(2次)ではPIR材やBio-based Polymerでも可とする動きもある。

EU(全体)

地域	法令	規制内容(ビーズ法発泡スチロール視点)	ビーズ法発泡スチロールへの適用
EU	特定プラスチックによる環境影響低減指令 (通称 SUPD)	・ 特定の使い捨てプラスチック製食品・飲料容器を禁止。 ・ 禁止リスト内に特定の発泡スチロール製食器・飲料カップがある。 ※調理が必要なもの、使い捨てでないもの、1食分でないもの等は除外 ※家電緩衝包材などについては規制されていない。 ※PPWR成立を機にPPWRと調和するようにSUPD条文記載が調整される予定。 (規制項目にEPSとXPS(押出法発泡スチロール、PSP)が併記される)	SUPDで規制されるのは特定のプラスチック包装。 発泡スチロールの名指しはあるが、種類・用途は限定されている。 ビーズ法発泡スチロールは飲料カップ程度が適用対象。 (本法をもって発泡スチロール全廃との評価は適さない)
	包装および包装廃棄物に関する欧州議会および理事会規則 (通称 PPWR) ※PPWD=「指令」を「規則」に見直し。	・ 容器包装全般を規制。プラに限らず、紙、金属など全般。 ・ リサイクル率や、リサイクル原料の含有率などの規制あり。 ※マテリアルリサイクル可能性率 (=リサイクル可能設計+分別回収再生フロー確立) 2030:A(95%以上)、B(80%以上)、C(70%以上)達成品のみ上市可 2038:A(95%以上)、B(80%以上)達成品のみ上市可 ※リサイクル原料(PCR由来限定)2030:35% 2040:65%の達成が必要 ※リユース率目標設定 2030:40%、2040:70%。 国内、linked,partner企業間輸送100%目標 ※マテリアルリサイクル率目標 (EU加盟各国に達成義務) 2026/1/1～包材全体65%,プラ50% 2031/1/1～包材全体70%,プラ55%	PPWRは金属、紙、プラスチックなど材質によらず容器包装全般を規制する。 ビーズ法発泡スチロールはプラスチック包装として規制を受ける。 使い捨て飲料カップは原則禁止。
	リサイクルされない廃プラスチック容器排出量にかかる加盟国拠出金指令	・ プラスチック容器包装全般(ビーズ法EPS包装に限定されない)を対象にしたEU指令。 ・ 所定のリサイクル率を満たせない国はEUに負担金支払い。 ※各国法の制定内容によっては国内業者に負担金が来る可能性がある。	ビーズ法発泡スチロールはプラスチック包装として対象となる。

EU域(各国)

地域	法令	規制内容(ビーズ法発泡スチロール視点)	ビーズ法発泡スチロールへの適用
ドイツ	容器包装廃棄物法	・ PPWDのドイツ国内法。基本PPWDと同様。 ※PPWDがPPWRとなったことで改正が予想される(2023/6にPPWRを見据えた改正提案があったが否決)。	・ PPWD同様
	特定の使い捨てプラスチック製品およびオキシ分解性プラスチックから作られた製品の市場投入を禁止する規制	・ SUPD のドイツ国内法。基本SUPDと同様。	・ SUPD同様
フランス	気候変動対策・レジリエンス強化法(→ 環境規範)	・ SUPDのフランス国内法。基本SUPDと同様だが過去は「2025年以降、リサイクル不可能なPSあるいはスチレン共重合体の禁止」の独自条項があった。 →2024/9/28官報「声明と通達 (Avis et communication)」にて、「リサイクル不可能の定義としてPPWR規定(2030年70%以上、2040年85%以上)に従うこと、規制時期を2025/1/1→2030/1/1に変更すること」が公示された。 →文言上スチレン系樹脂包材名指しは残るが、内容をPPWRに合わせたことで本質的には他のプラスチック包材と同様となり、名指しの意味は失っている。	・ PPWD同様 (特定のスチレン系樹脂包装に関する独自条項はPPWRに合わせる形で修正済み)
スペイン	循環型経済に向けた廃棄物・土壌汚染法 (法7/2022)	・ PPWDを含むスペイン国内法。容器包装指令(PPWD)の改正見込みを先取りし、拡張。リユースされない使い捨てプラスチック包材に0.45ユーロ/kg課税。	・ PPWD同様 (リユースされない場合は課税対象となる)
英国	プラスチック包装税	・ 英国で製造される、あるいは英国に輸入される、再生プラの割合が30%より少ないプラスチック包材について、プラ包装1トン当たり200ポンドを課税。 ※10トン年未満は除外	・ ビーズ法発泡スチロールもプラスチックとして規制を受ける。

北米、太洋州

地域	法令	規制内容(ビーズ法発泡スチロール視点)	ビーズ法発泡スチロールへの適用
米国	(ビーズ法発泡スチロールを規制した連邦法は無い)		
	連邦政府のプラスチック汚染対策に関するファクトシート	・ 2024/7/19大統領より発表されたプラスチック汚染対策目標設定 →2027年までに連邦政府機関のフードサービス業務、イベント、包装業務において使い捨てプラスチックの調達を段階的に廃止する。 →2035年までに連邦政府の全ての業務で使い捨てプラスチックの使用を廃止する	・ 連邦機関が調達するプラスチック製の使い捨て食器(飲料カップが対象となる可能性有)、包材の一つとして規制を受ける。
	州法、市条例 カリフォルニア州法 プラスチック汚染防止、および包装生産者責任法 (メイン、ワシントン、コロラド、ミネソタ、メリーランド各州にも類似あり(審議中の州もあり))	・ EPRに言及。プラスチック製品生産者に生産者責任組織 (Producer Responsibility Organization, PRO) の設立を要求。 ・ 日常的に使い捨てされる包装およびプラスチック製使い捨て食品サービス用品が対象 ・ 2032/1/1迄に対象の25%を削減 ・ 最低リサイクル率規定 '27 末 30%、'29末 40%、'31末 65%	・ プラスチック製使い捨て食器の一つとして(飲料カップ程度が)規制を受ける
	ロサンゼルス市条例第XIX章に第5条を追加する条例(187717号) (サンディエゴ市、ロサンゼルス郡にも類似条例あり)	・ 2023/4/23(大型店。全体適用は2024/4/23)より“食品または飲料施設および小売店”で発泡スチロール製品を含む商品を配布、提供、提供、賃貸、または販売することを禁止する。要件に該当するビーズ法発泡スチロールも対象となり得る。 ※発泡スチロール製品の例示に飲料カップ、包材の記載あり。	・ ”食品または飲料施設および小売店”が商品の譲渡に使用する目的(容器、包装)向けに提供することができなくなる。 ※店舗への納品(商品、食材、什器類など容器・包装)に使用することは記載がない。
カナダ	プラスチック規制法	※EU SUPDのカナダ版。基本SUPDに同じ。	・ SUPD同様
オーストラリア	国家プラスチック戦略	・ 主要国のプラスチック規制としては数少ない、ビーズ法EPS成形品が想定される発泡「型内成形品」が規制対象の一つとして明示されている例。オーストラリアのプラスチック対応方針。 ※オーストラリアの廃棄物処理は州政府責のため具体策は州法で対応。	B2Cのビーズ法EPS包材の一部(緩衝包材を含む)が規制対象。 → B2B、魚箱、宅配箱、重量家電の緩衝材、精密機器梱包材は対象外。
ニュージーランド	改正廃棄物最小化規則	・ リサイクル困難な使い捨てプラスチック製品に対する規制 ※(ビーズ法EPSでは) 使い捨ての飲料容器が禁止。	・ プラスチック製使い捨て食器でリサイクル困難となれば、その一つとして(飲料カップ程度が)規制を受ける 7

アジア

地域	法令	規制内容(ビーズ法発泡スチロール視点)	ビーズ法発泡スチロールへの適用
韓国	資源の保全及びリサイクルの促進に関する法律	・ 特定の廃棄物について処理に要する費用を徴収する。 (所定リサイクル率、再生材含有率の達成度合いにより、費用が変わる)	・ ビーズ法EPSは「発泡スチロール」としてリサイクル率の制約を受ける。 ・ ビーズ法EPSは「発泡スチロール」として再生原料含有率の規制を受ける。
インド	シングルユースプラスチック規制	・ 特定のB2C使い捨て容器が規制される。	・ 使い捨て食器の一つとして(飲料カップ程度が)規制を受ける。
タイ	タイ国プラスチック廃棄物管理ロードマップ2018-2030	・ 特定のB2C使い捨て容器が規制される。 ※発泡スチロールとして例示記載されているのはクラムシェル容器、食品トレイ類。文言上はビーズ法EPS容器も含まれる。	・ 文言上はビーズ法EPSの使い捨て容器も含まれるが、発泡スチロールとして例示記載されているのはクラムシェル容器や食品トレイ類。EPSでも飲料カップは規制を受ける可能性有。
インドネシア	省令 No.75/2019 (廃棄物削減ロードマップ)	・ 特定のプラスチック包装・器具禁止	・ 使い捨て食器の一つとして(実質飲料カップ程度が)規制を受ける。
中国	「プラスチック汚染防止のさらなる強化に関する意見」(2020) 固形廃棄物による環境汚染の防止及び管理に関する法律	・ 使い捨てプラスチック製品の製造、販売を段階的に禁止(食器、プラスチック製綿棒、マイクロプラスチックビーズを含む日用化学製品の生産及び販売を段階的に禁止)。	・ 使い捨て食器の一つとして(実質飲料カップ程度が)規制を受ける。
香港	製品エコ責任(改訂)条例2023	・ 使い捨てのプラスチック製食器・器具の段階的禁止	・ 2024/4/22～発泡スチロールも使い捨て食器は規制を受ける。(ビーズ法EPSでは、おそらく使い捨ての飲料容器が禁止対象)
フィリピン	拡大生産者責任法2022年	プラスチック包装廃棄物の効率的な管理およびプラスチック包装の生産、輸入、供給または使用を削減するための「EPRプログラム」を策定または段階的に導入しなければならないとされている。	・ 対象となるプラスチック包材に「(d)ポリスチレン」の記載があり、文言上ビーズ法EPSは規制対象。

アジア(日本)

国・地域	法令		EPSへの適用
日本	※ビーズ法発泡スチロール成形品の製造、販売、使用を禁止する法令は無い。 (プラスチックの一つとして廃棄制約はある)		
	関連法令	(容リ法)	・ 一般消費者向け商品の容器・包材についてEPSも処理分担金を支払っている。 → 負担しないことを理由として製造、販売、使用を禁止する条項はない。
		(廃掃法)	・ 産業廃棄物、一般廃棄物の処理について規定 → 従わないことを理由として製造、販売、使用を禁止する条項はない。
		(プラ循環法)	・ プラスチック製品の再使用を可能とする設計配慮や、再資源化事業について規定 → 従わないことを理由として製造、販売、使用を禁止する条項はない。

参考:法令以外(工業規格等)の制限例

国・地域	規格/ガイドライン	ビーズ法EPSへの適用
インド	コールドチェーンコンポーネントに適用するためのエンジニアリングガイドラインと最低システム基準	インド国立コールドチェーン開発センターが発表したガイドライン(法ではない) ・ EPS断熱材を冷蔵倉庫等に使用することを禁止 ※禁止理由:①火災リスク(可燃性、有毒ガスの発生)、②持続性の懸念(リサイクル不可、非生分解性)など。 → EPSの代替物として火災リスクやリサイクル性がEPSより劣る可能性があるか同等であるXPS、PUF、PIRを挙げており、禁止理由との整合がとれていない。
中国	建筑材料及制品燃烧性能分级 GB8624	中国の建材の燃焼性に関する強制規格。過去EPS建築断熱材も高層建築にも使用できていたが、改定により高層建築には「不燃」であることが必要とされた結果、低層建築にしか使用できなくなった。 ※注：EPS名指しの強制規格ではない。性質規定の規制。

参考情報:ビーズ法EPS関連未成立海外規制

以下規制は提案されているが本資料作成時点成立していない

国・地域	法令	ビーズ法EPS成形品視点での適用
EU	廃棄自動車(ELV)規則案 (指令→規則への変更を含む)	・ 部品の再利用や回収を促進する車両設計の推進 ・ 新車生産:プラスチック部品のプラスチック再生材含有率 6年後20%以上 10年後25%以上 ※20%中廃車由来15%以上、利用可能な再生材中50%まではPIR材も可 ※2025/7/7環境委員会(ENVI)、域内市場・消費者保護委員会(IMCO)修正案可決→9月欧州議会本会議採決へ。
米国	プラスチック汚染からの脱却法案 H. R. 6053/S. 3127 ※未成立	2021年廃案法案の再提出。2023/10に提案されて以降、議会webサイトに上院・下院共に具体的進捗の記載がない。 ・ 飲料製造・提供・販売業者及び対象製品を製造ブランド名で製造・使用・販売・提供する事業者は、単独もしくは複数で生産者責任組織を設立。費用負担の上、法定目標を満たすように回収及び処理を計画・実行する。 ・ 容器包装については2030年末までに、15%以上を廃止もしくは再利用可能にする。(リサイクル率、リユース率) ・ 使い捨てプラスチック製品(レジ袋、カトラリー)の禁止。 ・ リサイクル・堆肥化不能、再利用・詰替可能製品で代替可能品の販売・配布禁止(記載中に発泡スチロール容器有) ・ プラスチック製飲料容器の再生材使用割合(国内調達PCR材) '25年:25%、'30年:50%、'35年:70%、40年:80%
	食品容器無毒法案 H. R. 6015 ※未成立	・ 2023/10/26に提案されて以降、議会webサイト(上院)に具体的進捗の記載がない ・ 食品添加物(食品接触容器等に含まれる化学物質を含む)として「不安全」とされるリストに「スチレン」の記載がある。
	発泡さよなら法案 H. R. 6654/S. 3440 ※未成立	2023/12に提案されて以降、議会webサイトに上院・下院共に具体的進捗の記載がない。 ・ 特定の発泡スチロール(ビーズ法EPSだけ名指しではない)2026/1/1以降全廃。対象発泡スチロールは ・ 保冷容器(coolers)※薬品類の保冷容器は適用除外、食器(Food service ware)、充填材(loose fill) ・ 他の発泡素材には言及されていない。罰金500万ドルといった罰則規定あり。
	プラスチック・リサイクル革新のための循環型経済促進法案 H. R. 9676 ※未成立	上院2024/9/19提案されて以降、議会webサイト(上院)に具体的進捗の記載がない ・ 環境保護庁長官に国家プラスチックリサイクル基準の制定を指示すること、その他の目的のための法案。 ・ プラスチックのマテリアルリサイクル以上に、ケミカルリサイクルを含む「高度リサイクル」を中心に対応する。 ・ 国家プラスチックリサイクル基準諮問委員会を設立し、国家プラスチックリサイクル基準を制定する ・ リサイクルプラスチックの最低含有率義務。プラスチック包装:2030年までに30%。 ・ リサイクルプラスチックの最低含有率を満たすものに第三者認証を発行する。 ・ リサイクルプラスチックの最低義務への不適合には罰則が適用される。
	プラスチック包材リサイクル条例案	・ カリフォルニア州条例案 ・ eコマースの2次包材にプラスチックを使用することを禁止(除外規定アリ)
国際条約	プラスチック汚染防止条約(仮)案	・ 条文について過去5回の政府間交渉を行うも意見のへだたりがあり合意に至っていない。 ・ 2025/8/5-14に第5回の第2段会議(INC5.2)スイスで開催予定(前日に地域協議開催予定)

参考: AMEPS各国マテリアルリサイクル率

参考:ビーズ法EPS包装の MATERIAL リサイクル率

PPWRが海外に求める集計方法はまだ明らかにされていないため、参考値(PPWRに適用できるか不明)

国・地域		ビーズ法EPS容器・包装(2023)		ビーズ法EPS全体(2023)	
		国内消費量(MT)	MATERIAL リサイクル率(%)	国内消費量(MT)	MATERIAL リサイクル率(%)
AMEPS	オーストラリア	10,300	29	40,000	8
	中国	2,134,000	46	3,181,000	31
	インド	55,000	49	115,000	26
	インドネシア				
	日本	73,722	68	110,296	45
	韓国	61,074	88	214,204	25
	ニュージーランド	2,500	18	9,000	7
	フィリピン	10,242	3	15,725	2
	台湾	10,356	83	15,932	51
	タイ	70,000	5	84,000	10
	ウクライナ				
	ロシア	20,000	11	121,000	3
	AMEPS TOTAL	2,447,194	46	3,906,157	29
他地域	EU EPS協会		37		13
	北米 EPS協会	90,718	31	472,189	16
	英国		54		
	南アフリカ		31		

ご安全に

